（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
１～４　（略）	１～４　（略）
５　認知症対応型共同生活介護費	５　認知症対応型共同生活介護費
イ　認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	イ　認知症対応型共同生活介護費（１日につき）
⑴　認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	⑴　認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)
㈠　要介護１　759単位	㈠　要介護１　759単位
㈡　要介護２　795単位	㈡　要介護２　795単位
㈢　要介護３　818単位	㈢　要介護３　818単位
㈣　要介護４　835単位	㈣　要介護４　835単位
㈤　要介護５　852単位	㈤　要介護５　852単位
⑵　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	⑵　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)
㈠　要介護１　747単位	㈠　要介護１　747単位
㈡　要介護２　782単位	㈡　要介護２　782単位
㈢　要介護３　806単位	㈢　要介護３　806単位
㈣　要介護４　822単位	㈣　要介護４　822単位
㈤　要介護５　838単位	㈤　要介護５　838単位
ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）	ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）
⑴　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	⑴　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)
㈠　要介護１　787単位	㈠　要介護１　787単位
㈡　要介護２　823単位	㈡　要介護２　823単位
㈢　要介護３　847単位	㈢　要介護３　847単位
㈣　要介護４　863単位	㈣　要介護４　863単位
㈤　要介護５　880単位	㈤　要介護５　880単位
⑵　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	⑵　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)
㈠　要介護１　775単位	㈠　要介護１　775単位
㈡　要介護２　811単位	㈡　要介護２　811単位
㈢　要介護３　835単位	㈢　要介護３　835単位
㈣　要介護４　851単位	㈣　要介護４　851単位
㈤　要介護５　867単位	㈤　要介護５　867単位
注１～３　（略）	注１～３　（略）
４　ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成９年法律第123号）第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。	４　ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成９年法律第123号）第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を所定単位数に加算する。
５～７　（略）	５～７　（略）
ハ～ル　（略）	ハ～ル　（略）
６～８　（略）	６～８　（略）